

南アフリカ共和国から EU に輸入されるカンキツの カンキツ黒星病 (Citrus Black Spot) を巡る問題

～国際植物防疫条約の紛争解決制度の活用～

政策研究大学院大学

舟木 康郎 (ふなき やすろう)

はじめに

EU は、南アフリカ (以下、「南ア」という。) 産カンキツの EU への輸入に関し、カンキツ生果実にカンキツ黒星病 (Citrus Black Spot : CBS) が存在しないことを条件として求めている。しかしながら、南アは、カンキツ生果実は EU 域内へのカンキツ黒星病菌の侵入、定着、まん延等の経路 (Pathway) になりえないとして、この措置を緩和すべきと主張してきた。南アは長い間、本件の解決のため EU との二か国 (地域) 間での解決を試みてきたものの、それでは解決が難しいとして、2010 年になって国際植物防疫条約 (International Plant Protection Convention : IPPC) 事務局に対し、IPPC の紛争解決制度を活用した協議を申請した。その後、2013 年 2 月には、IPPC の下での二か国 (地域) 間での協議が開催、2014 年 9 月に IPPC の下での専門家委員会の設置に向けた手続き (専門家委員会委員の公募) の開始に至った。この案件は IPPC の紛争解決制度の初めての正式な活用事例となった。

IPPC は、近年 WTO の衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures : SPS 協定) に規定される国際基準設定機関として知られるようになった¹が、紛争解決制度を有していることはあまり知られていない。以下では、南アフリカ共和国から EU に輸入されるカンキツの CBS を巡る問題 (以下、「EU・南アカンキツ問題」

という。) とともに、同問題の解決策としての IPPC の紛争解決制度の活用の動きを紹介する。

I IPPC の紛争解決制度

IPPC は「植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、加盟国が講じる植物検疫措置の調和を図ることを目的」とした条約である。1952 年に発効し、現時点で 182 か国が加盟している (農林水産省 HP, IPPC HP)²。IPPC の紛争解決制度については、IPPC 第 13 条に「紛争の解決 (Settlement of disputes)」として記されている。

WTO の紛争解決制度は貿易紛争の解決手段として広く知られ、活用頻度も高い。IPPC の紛争解決制度は、この WTO の紛争解決制度とは様々な面で異なる特徴を有している。例えば WTO の場合、パネル設置は「ネガティブコンセンサス方式」³を採用しているが、IPPC の場合、専門家委員会の設置には当事国の合意が必要な「コンセンサス方式」を採用している。また、WTO の紛争解決制度はその勧告について高い法的拘束力と制裁権限を有するのに対し、IPPC の制度はそれらを有さない。

このほか、科学・技術的な内容が中心の紛争に関し、WTO の紛争解決制度では科学・技術の専門家の見解を参考にパネルの委員⁴が報告書を作成するのに対し、

Phytosanitary Disputes on CBS Infected Citrus Fruits, Imported from South Africa to the EU : Utilization of Dispute Settlement Procedures of the International Plant Protection Convention. By Yasuro FUNAKI

(キーワード: カンキツ, カンキツ黒星病, IPPC)

¹ IPPC は、実際には「条約」であって「機関」ではない。IPPC の組織体制や国際基準策定に関する意志決定については横井 (2015) を参照のこと。

² 植物検疫に関する国際的枠組みの形成過程については、舟木 (2015) を参照のこと。

³ 1 か国でも採択または承認に賛成する限り、承認が行われる方式をいう。

⁴ 法律の専門家か外交官の場合が多い。